

第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画
～石垣ほっとハートプラン～

別冊 「中間見直し」

【 素 案 】

目 次

第1章 石垣市地域福祉計画の中間見直し

1. 石垣市地域福祉計画の概要・中間見直しについて	1
2. 計画の期間	1
3. 中間見直しの範囲	1

第2章 見直しの内容

1. 計画の位置づけ	2
2. 施策の体系	3
3. 石垣市再犯防止推進計画	4
4. 成年後見制度利用促進基本計画	6

第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知	9
2. 計画の推進体制	9
3. 計画の進行管理	9

第4章 資料

1. 計画策定（中間見直し）の経緯	.
-------------------	---

第1章 石垣市地域福祉計画の中間見直し

1. 石垣市地域福祉計画の概要・中間見直しについて

本市では、地域の多様な生活課題に対して、地域、行政、社会福祉協議会及び関係機関等が連携・協力し、新たな支え合い「共助のまちづくり」の仕組みを確立し、誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティの形成を含めた地域福祉を推進するため、平成25年3月に「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」を基本理念とする「石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画（石垣ほっとハートプラン）」を策定しています。その後、第1次計画の終了に伴い、第2次計画を策定し、令和5年度には第3次計画（最終年度：令和9年度）を策定し、地域福祉の推進に努めています。

今回、令和5年度に策定した「第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、同計画の内容に追加及び変更があるため、計画の中間見直しを実施します。

2. 計画の期間

第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第3次地域福祉計画」という。）は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画として策定し、中間年度である令和7年度に見直しを行い、この別冊には追加及び変更のあった計画の令和8年度から令和9年度の方針を掲載します。



3. 中間見直しの範囲

第3次地域福祉計画で策定した以下の計画について見直しを行います。

- ①再犯防止推進計画の策定
- ②成年後見制度利用促進基本計画の改定

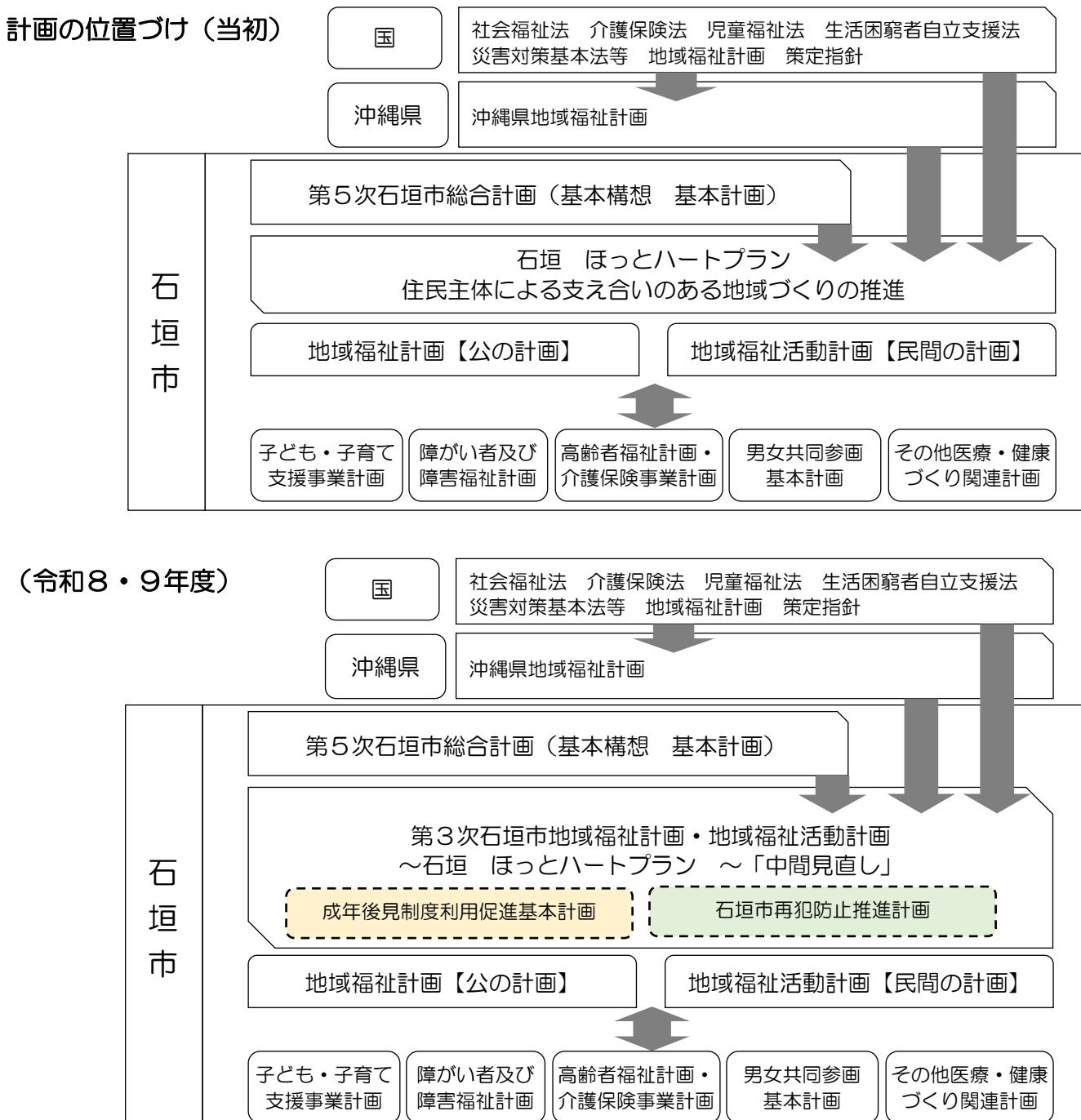
第2章 見直しの内容

1. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

また、「地域福祉計画」は、地域における生活課題を、市民自らが主体的な福祉活動や公的サービスと連携し、解決していくための仕組みをつくり、すべての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であることから、社会福祉法第109条で規定する社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と目指すべき方向性は同じものと位置づけ、両計画を一体的に策定しています。

今回の見直しにおいて、「石垣市再犯防止推進計画」を含した計画として策定するため、計画の位置づけを次のとおりとします。



2. 施策の体系

施策は、基本理念「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」のもと、3つの基本目標と各基本施策において計画の具体的な取組を進めています。

今回の見直しでは、石垣市再犯防止推進計画が策定されたため、基本目標3-基本施策1を以下のとおり変更します。また、成年後見制度利用促進基本計画においても、中核機関が設置されたことにより、基本目標2-基本施策2の⑦権利擁護の推進をさらに進めてまいります。

基本理念	一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり ■一人はみんなのために、みんなは一人のために ■すべての市民が参加し、支え合い ■安心と安らぎのある共生社会をつくる
------	--

基本目標1	すべての人があつながる地域をつくる
	基本施策1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり
	具体的な取組 ①人権に関する意識の醸成及び福祉教育の推進 ②誰もが参加しやすい活動拠点の整備 ③地域活動に気軽に参加できるきっかけづくり
	基本施策2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援
	具体的な取組 ①民生委員・児童委員活動に対する支援 ②自治公民館、地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等の活動支援 ③福祉に関わる人材の育成 ④ボランティア人材の育成
基本目標2	共に支え、共に生きる地域をつくる
	基本施策1 地域ぐるみの支援体制づくり
	具体的な取組 ①地域の見守り、支え合いの仕組みづくり ②地域の福祉課題の把握
	基本施策2 支援を必要とする人への対応
	具体的な取組 ①相談体制の充実 ②情報提供体制の充実 ③生活困窮世帯の自立支援 ④子どもの貧困対策 ⑤ひとり親世帯への支援 ⑥不登校・ひきこもりに対する支援 ⑦権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)
基本目標3	安心して暮らせる地域をつくる
	基本施策1 安全・安心な地域づくり
	具体的な取組 ①防災対策の充実 ②要配慮者の把握及び支援体制の確立 ③防犯対策の充実 ④再犯防止推進計画の取組 (石垣市再犯防止推進計画)
	基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進
	具体的な取組 ①快適な生活環境の形成 ②バリアフリー整備の推進 ③移動手段・移動支援の充実 ④交通安全対策の充実

3. 石垣市再犯防止推進計画

第3次地域福祉計画では、再犯防止計画について「策定検討」としていましたが、今回の中間見直しにおいて、現計画の具体的施策の取組はそのままに、「石垣市再犯防止推進計画」を包含した計画として策定しています。

(当初計画 P91)

④再犯防止計画の策定検討

【公助】石垣市の取組

- ・関係団体と連携し、再犯防止の取組を広報することにより、再犯防止活動の関心と理解を広げます。
- ・再犯の防止に向け、犯罪や非行をした者へ必要な支援を地域福祉と一体的に取り組むため、県及び関係機関及び民間団体等とのネットワーク構築に努めます。

事業名	事業の概要	所管課
再犯防止における取組の推進	○保護司会や更生保護女性会など更生保護団体への助成を行います。 ○再犯防止推進計画の策定に向けて県及び関係団体等と意見交換を行い、情報収集に努めます。	平和協働推進課

〔事業目標〕

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
再犯防止における取組の推進	助成団体数	2団体	2団体	平和協働推進課
	意見交換等開催数	0回/年	2回/年	

(令和8・9年度)

石垣市再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

本市においては、再犯防止に関する活動の推進を図るため、第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画に内包する形で「石垣市再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定するものであり、国や県などの関連計画との連携・整合性を図ります。

3. 基本方針

本計画は、再犯の防止と円滑な社会復帰支援を目的に、関係機関・団体・市民が一体となり、犯罪や非行をした者が再び罪を犯すことのない社会の実現を目指すものです。

また、地域に根差した更生保護団体等の活動を支え、地域全体での再犯防止に取り組む体制を構築することで、市民一人ひとりが安心して暮らせる共生社会の実現を目的とします。

4. 主な取組

I 関連機関・関連団体等との連携体制の構築

保護観察所・更生保護関係団体・警察・刑務所等関係する団体との情報共有を行い、各種相談や医療・福祉サービス等適切な支援に繋げるための、府内連携を含めた体制の構築を行います。

○関係団体等との意見交換会 ○府内ワークショップ等

II 市民理解の促進と情報発信

地域で更生保護の活動を担う保護司会・更生保護女性会・協力雇用主会等の活動に対する理解促進を図り、「社会を明るくする運動」をはじめとした再犯防止に係る取組について情報発信等を行うことにより、市民参加を促します。

○SNS・広報誌等を活用した、団体活動紹介や各種取組、イベント等の発信

III 更生保護団体・協力団体等への活動支援

八重山更生保護区保護司会や八重山更生保護女性会等に対し活動費助成を通じて継続的な支援を行うとともに、活動拠点や面談場所確保等への協力を行います。

○団体助成金 ○更生保護サポートセンター及び面談場所確保

4. 成年後見制度利用促進基本計画

第3次地域福祉計画では、成年後見制度利用促進基本計画における具体的な取組として、「令和6年度末までを目標に、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくための中核機関の設置」を目標としていました。

令和6年6月に、石垣市福祉部福祉総務課内に中核機関を設置しましたので、今後の利用促進や具体的な取組を、以下のとおり進めてまいります。

成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。そして、同法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日に閣議決定されました。国の成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（重要業績評価指標）においては、すべての市町村において基本的な計画が策定されるという目標値が設定されています。

また、令和4年3月25日には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、第一期計画における課題を受け、「成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実」「成年後見制度の運用の改善」「後見人への適切な報酬の付与」「地域連携ネットワークづくりの推進」などに対応することが示されています。

本市においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画に内包する形で「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2. 基本方針

成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度の利用が必要な人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を守るために利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

3. 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークの強化

本人の支援体制を確立するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

① 協議会の体制強化

令和7年2月に設置した「石垣市成年後見制度利用促進協議会」を定期的に開催し、成年後見制度の利用促進及び課題解決に向け、協議会の体制強化を図ります。

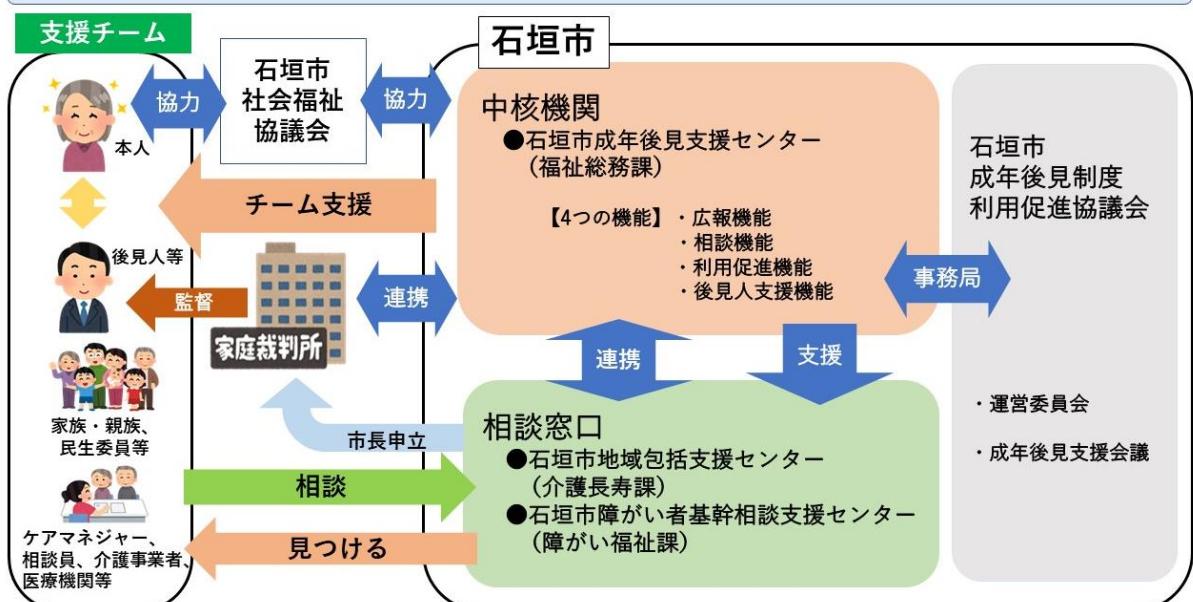
② 中核機関における取組

権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化や、利用促進協議会の運営等を行う中核機関として設置された「石垣市成年後見支援センター」において、様々なケースに対応できる専門知識及び経験を蓄積し、地域の専門職や各関係機関との連携・対応強化を推進していきます。

③ 後見人等の担い手確保

成年後見制度の利用促進に向け、後見人等の担い手の確保・育成を進めます。地域住民が地域住民を支えるという地域共生社会の実現という観点から、法人後見及び市民後見人の確保・育成に向け、県や中核機関、家庭裁判所や専門職等との連携を図り、関係機関や市民に向けた制度の理解促進や、養成研修の実施について取り組みます。

地域連携ネットワークのイメージ



（2）成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、その認知度を高める取組を進めるとともに、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制や利用支援事業等の充実に努めます。

① 成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度の特長や留意点に至るまでの啓発に努め、制度の理解促進を図ります。啓発にあたっては、当事者だけでなく広く市民全般に向けて実施することで、地域の中で権利擁護に関する支援が必要な人を発見することにもつなげ、制度の利用を促進します。

② 相談窓口の明確化と早期支援

成年後見制度の利用について、石垣市障がい福祉課及び介護長寿課を相談窓口とし、中核機関としての福祉総務課と連携を図るとともに、必要に応じて専門機関へつなぎ、早期支援に取り組みます。

③ 成年後見市長申立てと成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができるないような方について、速やかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。

市長申立て等を行う場合に、必要な費用を負担することが困難な方に対しては、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

本計画の見直しにおいても、当初の計画同様に、市民をはじめ各関係機関等の協力・連携のもとに推進していく必要があることから、ホームページ等様々な媒体にて周知するよう努めます。

2. 計画の推進体制

本計画の取組は、市民の皆さんと、地域、行政が連携しながら進めていく必要があります。よって、府内では福祉総務課を中心に関係部局が連携して公助を推進するとともに、市民の皆さん、地域の各活動主体、社会福祉協議会と連絡・調整を図り、相互に連携しながら取組を進めています。

また、今後、更に複雑・多様化する福祉ニーズに対応できるよう、両機関の組織・運営体制の強化及び人材育成に取り組みます。

3. 計画の進行管理

本計画の取組が確実に実施されているか確認するため、年1回程度進捗状況の確認を府内で行い、計画の進行管理及び評価を行う「石垣市地域福祉計画策定・推進委員会」に報告します。評価結果については、次年度以降の取組や、次期の計画策定に活用します。